

# 社会保険未加入対策について

---

平成24年8月1日

北海道開発局事業振興部建設産業課

# 目次

- ① 社会保険未加入問題への対策の概要
- ② 社会保険加入推進体制
- ③ 第1回社会保険未加入対策推進協議会の概要(抄)
- ④ 社会保険加入促進計画
- ⑤ 標準見積書における法定福利費の内訳明示
- ⑥ 社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせ
- ⑦ 社会保険未加入問題への対策に関する省令等の改正
- ⑧ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
- ⑨ 社会保険未加入に対する取り組みへの問合せ窓口設置について
- ⑩ 社会保険未加入に関するリーフレットを活用した周知啓発について
- ⑪ 建設産業の再生と発展のための方策2011・2012
- ⑫ 公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果(抄)

# ① 社会保険未加入問題への対策の概要

## 現 状

○ 特に、年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在。

【企業別】 3保険とも加入している割合 全国84%（北海道84%）

【労働者別】 3保険とも加入している割合 全国57%（北海道62%）

出典：公共事業労務費調査（平成23年10月）調査企業数：2.5万、調査労働者数：11.6万人

## 課 題

○ 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因

○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

## 総合的対策の推進

### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

### 2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
  - ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
  - ・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。
- ③経営事項審査の厳格化
  - ・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局（厚生労働省）との連携
  - ・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

### 5. その他

## 3. 建設企業の取組

### ○元請企業による下請指導

・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。

### ○元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

・元請企業の指導下、下請企業（特に1次下請企業）による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。  
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。

### ○建設企業（特に下請企業）における取組

・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。  
・雇用関係にある者の保険加入徹底。  
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

## 4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

## 目指す姿

雇用者数の約9割

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

これにより、 ○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保  
○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現

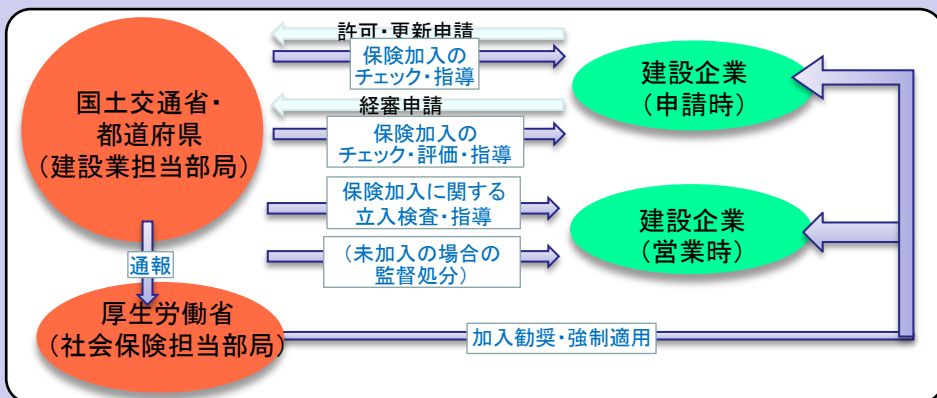
## 目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

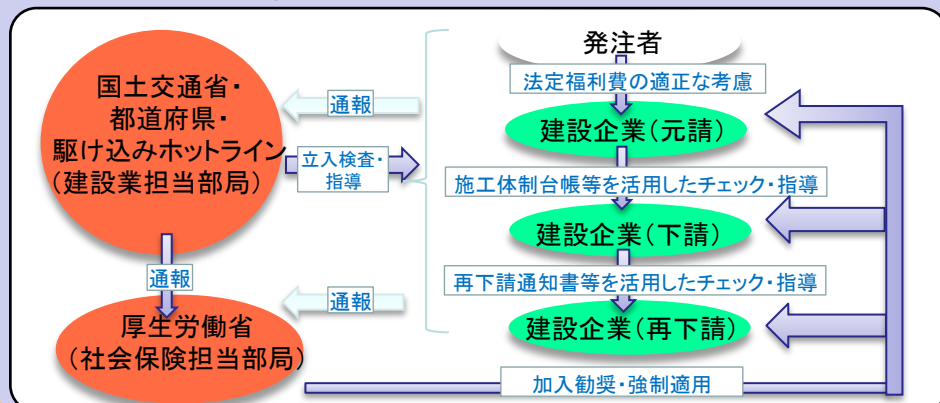
## 取組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。

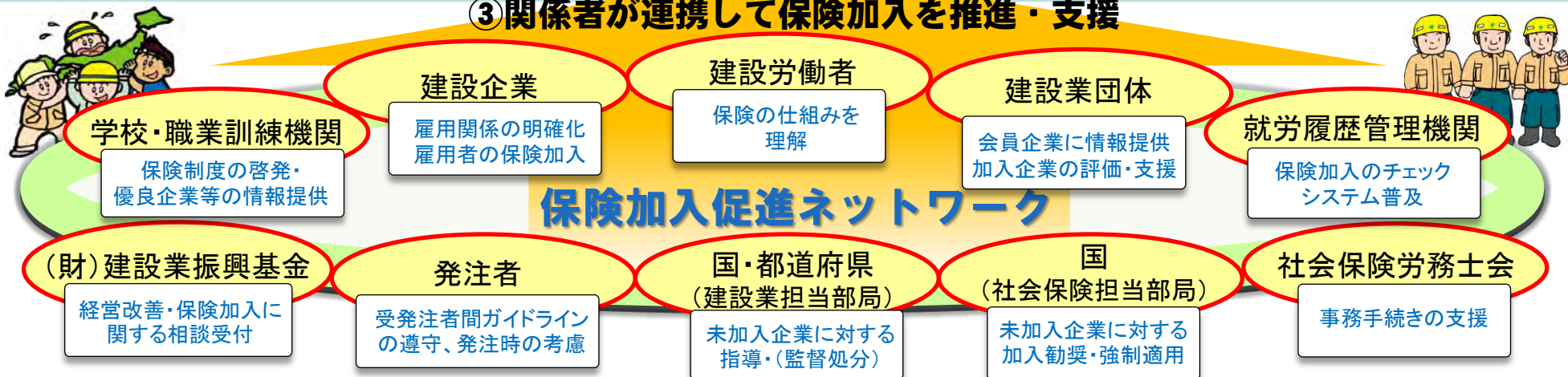
### ① 営業所での取組



### ② 工事現場での取組



### ③ 関係者が連携して保険加入を推進・支援



## ② 社会保険加入推進体制

### I. 推進体制の構築

#### 【中建審の提言抜粋(本年3月)】

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

#### 【対応方針】

- 行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置  
社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、保険未加入対策推進協議会を全国及び地方ブロックに設置する。
- 各建設業団体による保険加入促進計画の策定・推進  
保険未加入対策推進協議会に参加する各建設業者団体は、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施する。

### II. 社会保険未加入対策推進協議会の設立

#### 1 全国協議会

##### (1) 活動内容

- ①社会保険未加入対策を進める上で課題に関する意見の交換
- ②社会保険未加入対策に関する取組方針についての協議・確認
- ③社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- ④関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換

##### (2) 構成

学識経験者(蟹澤芝浦工業大学教授、水町東京大学教授)、  
建設業者団体・発注者団体・労働者団体(73団体)  
厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、  
国土交通省(建設業担当部局)

##### (3) 今後の予定

第1回:H24年5月29日(火)

- ・社会保険未加入対策の推進の申し合わせ
- ・社会保険加入促進計画の作成依頼 など

第2回:H24年10月予定

- ・社会保険加入促進計画の公表
- ・法定福利費の標準見積り取りまとめ など

#### 2 地方協議会

(1)地域ごとに、その実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方ブロックにおいても協議会を開催

(2)構成: 学識経験者(必要に応じ)・建設業者団体・厚生労働部局・建設業担当部局

#### 3 ワーキンググループ

- (1)全国協議会の下に、主な関係団体の実務担当者及び行政担当者により構成されるワーキンググループを設置。
- (2)協議会に諮る事項の事前調整、周知・啓発の具体的内容など必要な事項について意見交換。
- (3)構成メンバーは、日建連、全建、全建総連、日本躯体、日建大協、全鉄筋、日左連、日塗装、日空衛、電設協、日機協の建設業団体、社会保険担当部局(厚生労働省)及び建設業担当部局(国土交通省)。

### III. 加入促進計画

- 建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、参加建設業者団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会までに計画を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

## ③ 第1回社会保険未加入対策推進協議会の概要(抄)

1. 開催日時等 平成24年5月29日(火)15:30~17:00 於合同庁舎3号館10階共用会議室
2. 参加者 蟹澤教授(芝浦工業大学)、建設業者団体73団体、その他関係団体14団体、厚生労働省職業安定局、同省労働基準局、同省年金局、同省保険局、国土交通省土地・建設産業局等

### 3. 議事概要

- (1)社会保険未加入対策の全体像に関する説明
- (2)推進協議会の規約承認・会長等の決定
  - ・ 会長に芝浦工業大学の蟹澤教授を選出。
- (3)社会保険未加入対策に関する各種方策の説明
- (4)社会保険加入促進計画の策定例の発表
  - ・ (社)日本建設業連合会より、同連合会が4月に策定した社会保険加入促進計画をプレゼンテーション。
- (5)意見交換
  - 参加した関係団体代表より質疑のほか、次のような意見があった。

- ・ 前向きに対応するが、我々としては発注者・元請から法定福利費を確保する必要がある。法定福利費の確保に向け、前向きな対応をお願いしたい。法定福利費が費用一式の中に隠れてしまうと困るので、しっかりとした対応をお願いしたい((社)日本建設大工工事業協会)。
- ・ 既にパンドラの箱は開いており、社会保険未加入対策を進めるしか生き残る道は無い。取組を是非とも成功させたい。そのためにも、法定福利費の真水をきちんと確保する必要がある。発注者や総合工事業団体、そして我々専門工事業団体が労働者に至るまで費用を流して行く必要がある((社)全国鉄筋工事業協会)。
- ・ 推進協議会の発足により建設産業が一体となって進められるようになる。保険加入に関する実態調査を行ったところ、本来であればやらなければならないことをやっていないという実態が浮かび上がってくる。非常に大変なことではあるが、本来は義務である社会保険への加入を徹底し、業界にも周知していきたい((一社)日本塗装工業会)。

### (6)推進協議会における申し合わせ

- ・ 行政、元請団体、下請団体等の関係者が一丸となって社会保険未加入対策を推進するため、「社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせ」を採択した。



## ④ 社会保険加入促進計画

- 各建設業者団体は、傘下の建設企業の保険加入状況を把握するとともに、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、これから「社会保険加入促進計画」を策定することとしています。

### 概要

- 傘下の建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、全国協議会構成団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した社会保険加入促進計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 計画期間は5年間とし、毎年のフォローアップ結果を見ながら、必要に応じ改定を行う。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会(11月を予定)までに「社会保険加入促進計画」を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

※全国推進協議会の参加団体に対し、計画策定の参考とするため、平成24年4月に「社会保険加入促進計画の枠組み(案)」を提示済み

### 記載内容

※「社会保険促進計画の枠組み(案)」の概要

1. 団体の基本的事項
  - 団体名、代表者名、所在地、会員数、主な業種等を記載する。
2. 基本的な方針
  - 団体としての取組方針を明らかにする。
3. 保険加入の状況
  - 当該団体の把握している会員企業及び下請企業の保険加入の現況を具体的に示す。
  - 具体的な把握方法、現況の分析についても明らかにする。
4. 取組の内容
  - 保険加入に向けて団体として自主的に取り組む具体的な対策を示す。
  - 例えば以下のような観点からの取組が考えられる。
    - 1) 事業者への周知・保険加入の徹底
    - 2) 工事現場での確認・指導
    - 3) 法定福利費の確保
    - 4) 重層下請構造の是正
    - 5) 一人親方対策
    - 6) 就労履歴管理対応
    - 7) 優良企業認定制度の取組
    - 8) 保険関係事務手続きの支援
    - 9) 未加入者の排除 等

## ⑤ 標準見積書における法定福利費の内訳明示

### 現 状

- 保険未加入対策を進める上で、法定福利費が発注者から元請、下請企業を経由して個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることは重要な課題である。
- 本来、法定福利費は受注者が義務的に負担しなければならない費用であり、発注及び受注者は見積時から必要経費として考慮すべきとされている。発注者から工事を請負った元請は、ガイドライン上、社会保険等に参加し保険料を適正に納付することが求められている。  
(・平成 3年 建設産業における生産システム合理化指針  
・平成23年 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン)
- しかし、現在の現場の状況を見ると、民間工事の発注者・元請間や元請・下請間、下請・再下請間では、トン単価・㎡単価等による見積が一般的となっており、法定福利費が具体的にどうなっているのかが見えない状態となっている。

### 対応方針

- 見積の方式を変更し、従来の総額単価だけでなく、これに含まれる法定福利費見込額を内訳として明示することにより、必要な金額の確保に繋げることとする。
- このため、各専門工事業団体において、各々の専門工事業者の実情を踏まえた標準見積書を検討・作成し、その作成手順書と併せて会員企業に周知をするとともに、元請団体・元請企業にこの活用を求める。

### スケジュール

- 第1回推進協議会（5月29日）において各専門工事業団体に依頼。
- 9月頃までに各専門工事業団体において検討し、第2回推進協議会（10月予定）に状況を報告。



## ⑥ 社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせ

建設産業においては、建設投資の急激かつ大幅な減少に伴い価格競争が激しくなり、本来負担すべき雇用、医療、年金保険の法定福利費を適正に負担せずに低価格競争を行う企業や事業者が存在しています。その結果、技能労働者の離職や若年入職者の減少が進み、真面目に技能労働者を遇する企業ほど不利になり、技能労働者の確保と、事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、社会保険未加入問題は、今日もはや避けては通れない重要な課題となっています。

こうした状況に鑑み、本日、建設産業に関わる関係者が一同に会して、社会保険未加入対策推進協議会を設立いたしました。

私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者といった関係者は、これを機にそれぞれの立場で社会保険加入に向けた取組を計画的に着実に進めるとともに、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資の確保に向け、発注者から下請企業まで適正に支払われるようそれぞれの立場からの取組を行うなど社会保険未加入問題への対策を総合的に推進します。そのため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、社会保険加入を徹底することを申し合わせます。

平成24年5月29日  
社会保険未加入対策推進協議会

## ⑦ 社会保険未加入問題への対策に関する省令等の改正

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。これを受け、次のとおり、新たな取組みがスタートします。

(※) 建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号)  
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 (平成20年国土交通省告示第85号)

### (1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。

(3保険すべてに未加入の場合: 現行▲60点→改正後▲120点)

※11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

### (2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

### (3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)

# ⑧ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

## 第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

## 第2 元請企業の役割と責任

### (1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

### (2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施

- (ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
- (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
- (ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

### (3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導  
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

### (4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

### (5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導  
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

## (6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

## (7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発      イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

## (8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

## 第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

### ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

### イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

## 第4 施行期日等

平成24年	5月25日	パブリックコメント開始
平成24年	7月4日	通知
平成24年	11月1日	施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

## ⑨ 社会保険未加入に対する取り組みへの問合せ窓口設置について

- ・ (一財)建設業振興基金では、社会保険未加入に対する取り組みについての問合せ窓口を設置。
- ・ 保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築して相談に対応。

### 【問合せ先】

(一財)建設業振興基金 構造改善センター

TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594

受付時間:9:00~12:00 13:00~17:00

(土日・祝日を除く)

※ 相談を希望される方は、右の申込書に記入の上、FAXを送信してください。

様式は、建設業振興基金のホームページから入手できます。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/file/mousikomi.pdf>

### 社会保険等に関する相談申込書

(お申込日)平成 年 月 日

相談申込者				
所在地	〒 -			
(ふりがな) 会社名				
ご担当 連絡先	所属部署	ご担当者名		
	TEL		FAX	
	mail			

企業概要					
売上高	百万円	資本金	百万円	従業員数	人

ご相談内容	
該当する相談事項の□にレ印の上、ご相談内容を簡潔にご記入ください	
<input type="checkbox"/>	社会保険の加入手続を社会保険労務士に依頼したい <small>お近くの社会保険労務士会から、社会保険加入手続業務の委託を受付けている社労士のリストをメールまたはFAXにてご案内いたします。(地域によっては、リストに代えてホームページ上の社労士検索システムの利用方法をご案内いたします。)</small>
<input type="checkbox"/>	社会保険制度や加入方法について質問したい <small>「私の会社は法律上の加入義務があるの?」といった、社会保険制度や加入に関する一般的な相談について、相談対応専門の社労士から電話でご連絡いたします。(※ 個別的な対応を要する相談等については、有償による相談対応を承っている社労士への相談をご案内する場合がございます)</small>
■ご相談内容	



# ⑩ 社会保険未加入に関するリーフレットを活用した周知啓発について

- ・ 行政、関係団体、元請企業、下請企業など、様々な主体から、リーフレット等を活用した周知を行う。
- ・ リーフレットのデータを協議会構成団体、建設業担当部局に送付し、活用を依頼。

元請企業の皆様へ

## 社会保険

— みんな

建設労働者の処遇を向上させるために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを行います。

- 国土交通省発注工事では必要な法定福利費を確保しています。
- 平成24年度より、社会保険等未加入企業には、様々な場面で加入指導が始まります。

### 社会保険等未加入

■(一財)建設業振興基金  
TEL : 03-5473-4572  
受付時間/9:00~12:00

※保険加入に当たっての体制を構築してご相談ください。

<建設業法違反に関する通報窓口>  
■国土交通省建設業法遵守本部「駆け込みホットライン」  
TEL : 0570-018-240 (全国共通)  
受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)  
FAX : 0570-018-241  
E-mail: kake@mlit.go.jp

国

下請企業の皆様へ

## 社会保険等に参加しましょう

— みんなで取り組む保険加入 —

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

- 国土交通省発注工事では必要な法定福利費を確保しています。
- 平成24年度より、社会保険等未加入企業には、様々な場面で加入指導が始まります。

### 社会保険等未加入に対する取組へのお問い合わせ先

■(一財)建設業振興基金 構造改善センター  
TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4594  
受付時間/9:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日を除く)

※保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築してご相談に対応いたします。

<建設業法違反に関する通報窓口>  
■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」  
TEL : 0570-018-240 (全国共通)  
受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)  
FAX : 0570-018-241  
E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省 厚生労働省

### 社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
建設業担当部局による立入検査 【平成24年11月より実施】	<p>【営業所への立入検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認します。</li> <li>・未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。</li> <li>・指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。</li> </ul>
建設業許可更新時の加入状況確認 【平成24年11月より実施】	<p>【工事現場への立入検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法違反に関する検査に併せて、保険加入に関する調査を実施します。</li> <li>・調査の結果、下請企業に対する保険加入に関する指導がなされていない元請企業には注意喚起等を行います。</li> </ul> <p>・建設業許可更新時の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加し、保険の加入状況を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導します。</li> <li>・指導しても保険に未加入の場合には、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。</li> </ul>

加入手続きは、  
労働保険 : 労働基準監督署及び公共職業安定所  
社会保険 : 年金事務所  
で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>  
公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>  
年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

◎ 各種の届出等の事務処理については、社会保険労務士に依頼することもできます。手続依頼の相談についても、(一財)建設業振興基金構造改善センターへお問い合わせください。



- 建設企業で働く労働者向けのリーフレットも作成し、①社会保険加入のメリット、②加入状況の確認方法、③未加入の場合の対応方法、④わからないことがあった場合の問合せ先、⑤未加入に対する取組の実施内容を記載し、個々の労働者への周知・啓発を行う。

建設企業で働く労働者の皆様へ

## あなたは社会保険等に加入していますか？

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

### 社会保険等へ加入するメリットとは？

社会保険等へ加入していると、家族の生活が守られます。

- ・けが・病気で働けない場合 ⇨ 給付を受けられます。
- ・万一障害を負った場合 ⇨ 年金の給付を受けられます。
- ・万一ご本人が死亡した場合 ⇨ ご遺族が年金の給付を受けられます。

### ご自身が社会保険に加入しているか確認するには？

- 給与明細等に、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の天引きがあることを確認して下さい。
- わからない場合は、所属している会社の給与担当者などに確認して下さい。

### 社会保険等へ未加入の場合は？

- 所属している会社へご相談いただき、加入手続きを行ってください。
- 会社へ相談しても加入できない場合は、下記保険担当部局へご相談ください。

#### 加入手続き・相談窓口

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所  
社会保険：年金事務所

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

### 分からないことがあった場合のお問い合わせ先

■国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室  
TEL：03-5253-8111(代表)

<建設業法違反に関する通報窓口>

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」  
TEL：0570-018-240(全国共通)

受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX：0570-018-241

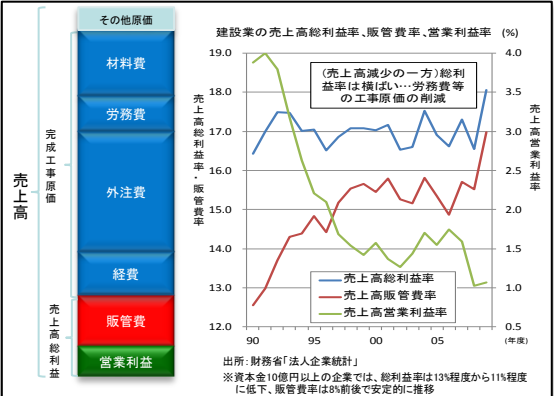
E-mail: [kakekomi-hl@mlit.go.jp](mailto:kakekomi-hl@mlit.go.jp)

### 社会保険等未加入に対する取組

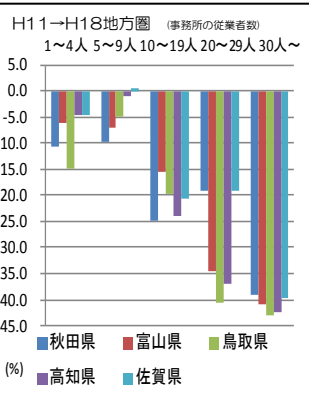
平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
元請企業による下請指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員名簿において、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されます。</li> <li>・元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、この作業員名簿により、各作業員の社会保険等の加入状況を確認し、未加入の作業員がいる下請企業に対しては、作業員を適切な保険に加入させるよう指導します。</li> <li>・遅くとも平成29年以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めません。</li> </ul>

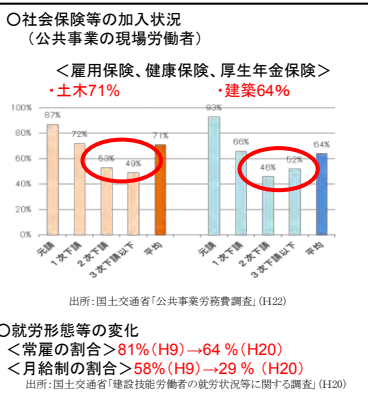
## ○経営環境の変化



## ○事業所数の減少率



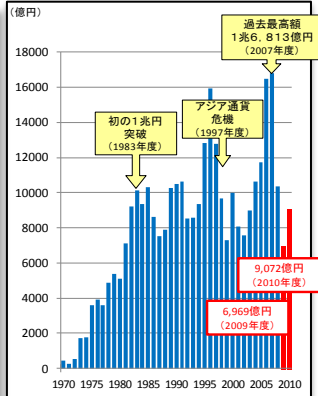
## ○社会保険の加入状況等



## ○技術者の数等

イギリス	データベースに蓄積	約160万人 (技能者等含む)
韓国	データベースに蓄積	約55万人
日本	監視技術者資格者証保有者 ※技術者(監視技術者・主任技術者)	約67万人 ※約120万人(推計)

## ○海外受注の実績



## ○過剰供給構造

	S55年度	H4年度	H22年度
建設投資額	50兆円 (100)	84兆円 (141)	41兆円 (66)
許可業者数	50万社 (1.0)	53万社 (1.1)	50万社 (1.0)
建設業就業数	548万人 (1.0)	619万人 (1.1)	498万人 (0.9)

※建設投資額の欄の( )内はデフレータを加味した数値

### 課題1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

#### 対策1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入
- ※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

### 課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

#### 対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組
- <行政> 保険加入状況の確認強化、指導
- <元請> 下請指導責任の明確化
- <下請> 保険加入の徹底

### 課題3 技術者の育成と適正配置

- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工品の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ

#### 対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

### 課題5 海外市場への積極的進出

- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

#### 対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

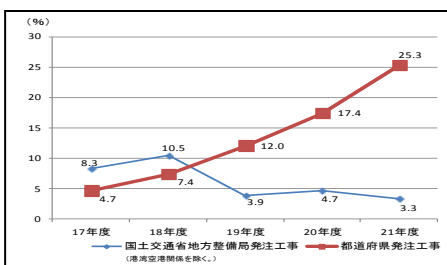
### 課題6 過剰供給構造の是正

- 企業数としては過剰
- 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

#### 対策6 不良不適格業者の排除

- 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底(再掲)
- 建設企業としての欠格要件の強化
- 都道府県との連携強化

## ○低価格入札の発生率



### 課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の事務負担増

#### 対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

### 課題7 東日本大震災

- 迅速かつ円滑な復旧・復興
- 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
- 被災地と原発地域の企業の支援

### 対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を發揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

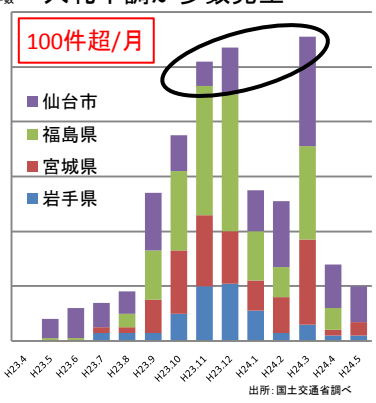


# 建設産業の再生と発展のための方策2012

H24.7.10 国土交通省  
建設産業戦略会議取りまとめ

～「方策2011」を実現し、東日本大震災を乗り越えて未来を拓く～

## ○被災地では入札不調が多数発生

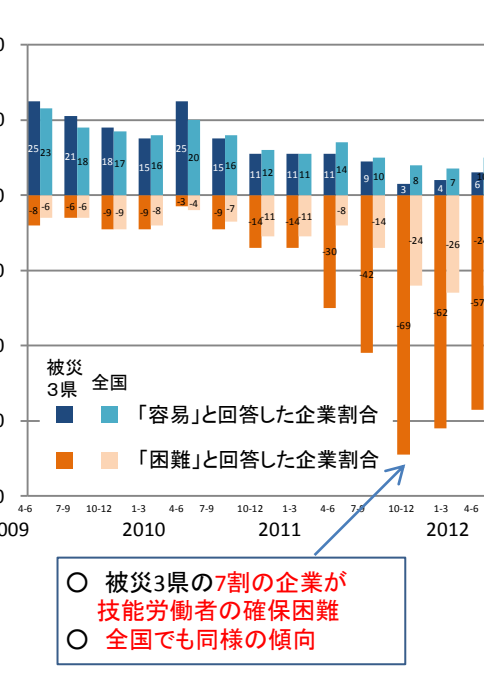


## ○被災地では復旧・復興工事が今後本格化

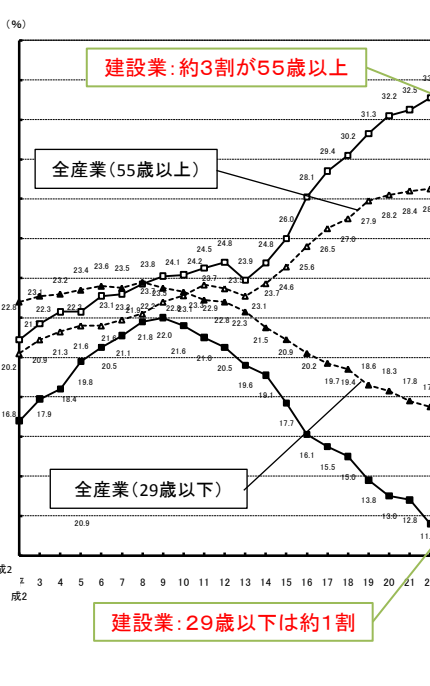
公共工事 (被災3県)	H23 2月	H24 2月	増減
金額	188 億円	721 億円	3.8 倍
件数	694 件	1517 件	2.2 倍

出所：北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」

## ○被災地では技能労働者の確保が困難に



## ○就業者は高齢化・若年層が減少

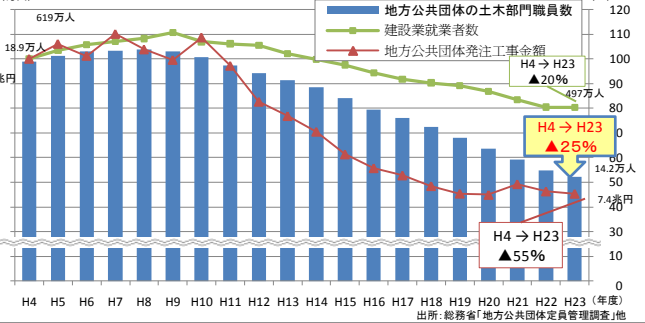


## ○建設投資の減少に伴い受注競争が激化

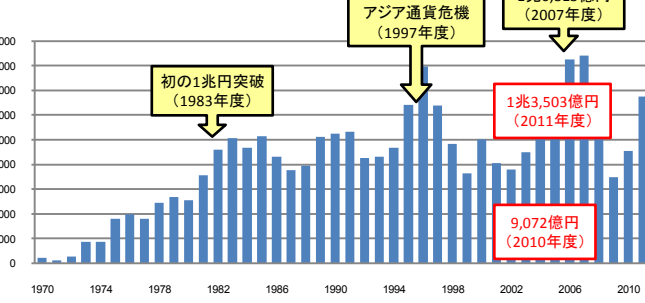
	H4年度	H23年度	増減率
建設投資	84兆円 (ピーク時)	42兆円	▲50%
特定建設業者 (大規模工事の元請)	38315業者	43753業者	+14%
就業者 (営業職)	27万人	31万人	+15%
就業者 (技能労働者)	408万人	316万人	▲23%
入職者(新規卒卒) (大卒・院卒等)	3.4万人	1.4万人	▲60%
入職者(新規卒卒)	2.9万人	1.8万人	▲37%

○ 工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減  
○ 少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)

## ○地方公共団体の土木部門の職員数は減少



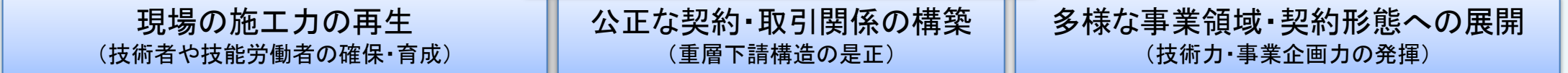
## ○海外の受注実績



国土づくり・地域づくりの担い手として建設産業に期待される姿

## 将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築 建設産業に求められる多様なニーズ・役割への対応

将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題



当面講ずべき対策

### 東日本大震災への対応を次に活かす

- 状況に応じた施工確保対策の追加・拡充
- 東日本大震災の特例措置の検証
  - ・復興JV制度、被災地外からの労働者確保、資材調達に伴う措置
  - ・CM方式を活用した復興まちづくり
  - ・直近の実態を反映した公共工事設計労務単価、資材価格等の設定等
- 同様の災害への対応としての制度化
- 恒久的な措置としての一般化を検討

### 公共工事の入札契約制度の改革等

- 適正な競争環境の整備
  - ・公共調達の基本理念の明確化(個々の工事品質に加え、地域社会の担い手確保を発注者責務に)
  - ・人を大切にする施工力のある企業が適正に評価される環境の整備(公正な下請契約や、技能労働者の雇用・育成を評価)
  - ・専門事業者等の新たな評価の仕組みの導入
  - ・地域維持事業の適正な評価
  - ・適正な価格による契約の推進(ダンピング対策等)
  - ・下請契約における支払の透明性の確保
- プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援
  - ・新たな事業ニーズに対応した契約方式(現行建設生産システム等を踏まえた日本型CM方式等)
  - ・予定価格の算定など調達に関する課題への対応
  - ・単価・数量精算契約等の活用

### 総合的な担い手の確保・育成支援

- 技能労働者の処遇の改善
  - ・社会保険等未加入対策の更なる徹底
  - ・技能に見合った処遇が受けられ、多様なキャリアパスが実現される就労環境づくり(技能労働者の資格や工事経験データのIT管理による技能評価の推進)
  - ・更新期を迎える登録基幹技能者制度の更なる普及
  - ・公共工事設計労務単価の公表に際し、建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額を参考公表
  - ・建設業の魅力を若者に伝える現場実習等の積極的展開
- 技術者の育成支援
  - ・技術者データベースの実現と活用
  - ・監理技術者になり得る新たなキャリアパスの検討
- 建設産業への就業促進のための戦略的広報

### 海外展開支援策の強化

- 他業界との連携強化を含む官民一体の体制づくり
- 専門事業者を含む地方・中小建設企業の海外展開を促進するための施策の拡充
- 建設業の海外展開に関する目標を年間2兆円以上に設定

### 時代のニーズに対応した施工技術と品質確保

- 維持更新時代、低炭素・循環型社会に対応する業種区分の点検と見直し
- 技術者資格制度の点検
- リフォームを中心とする軽微な工事の適正な契約及び施工の確保
  - ・リフォーム工事に係るマニュアルの策定、指導監督の強化等
  - ・軽微な工事の取扱いの検討

# ⑫ 公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果(抄)

## 1. 公共事業労務費調査

○予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約20万人)の賃金支払い実態を調査してとりまとめたもの。

## 2. 保険加入状況調査の結果概要

○公共事業労務費調査(平成23年10月調査)において、企業単位での保険加入状況の調査項目の追加、労働者個人単位での加入保険種別区分の詳細化を行い、保険加入状況を調査したところ、下記の加入状況が確認された。なお本結果は、労務費調査において有効標本とされるものについて集計を行った。

### 各保険加入割合

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
企業別	94%	86%	86%	84%
労働者別	75%	60%	58%	57%

※ 調査企業数:約 25,000 社、調査労働者数:約 116,000 人

#### 企業別

	加入率高	加入率低
県別	地方部(島根 97%、鳥取 95%)	都市部(東京 66%、千葉 59%)
職種別(主なもの)	軽作業員(91%)、電気(92%)、運転手(92%)、土木一般世話役(90%)、	鉄筋工(59%)、とび工(71%)、型わく工(71%)
元請、下請次数別	元請(96%)	高次下請(3次:66%)
事業所規模別	規模大(500~999人:96%)	規模小(1~4人:56%)

#### 労働者別

	加入率高	加入率低
県別	地方部(石川 82%、鳥取 82%)	都市部(東京 27%、千葉 32%)
職種別(主なもの)	電気(89%)、運転手特殊(78%)、土木一般世話役(84%)	鉄筋工(34%)、とび工(38%)、型わく工(33%)、交通誘導員B(18%)
元請、下請次数別	元請(78%)	高次下請(3次:44%)
事業所規模別	10~29人(61%)	1~4人(35%)、300~499人(37%)
給与形態別	月給制(約94%)	日給制(日給月給制含む)(44%)
年齢	30歳~59歳(60~65%)	24歳以下、60歳以上(約50%)
経験年数別	10年~39年(60~65%)	4年以下、45年以上(30~40%)
職階別	職長(73%)	指導者以外(53%)

※北海道の3保険加入率:【企業別】 84%(全国平均 84%)  
【労働者別】 62%(全国平均 57%)